

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、村上市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成30年5月18日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
瀬波地域コミュニティセンター （村上市勤労青少年ホーム）	村上市瀬波上町4番1号	体育館 2階会議室	954.00 111.00	平成30年4月1日